

関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて

一大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応一

令和3年3月17日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめについて

原子力規制委員会は、令和元年9月26日に、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和3年1月26日及び令和3年2月26日に、関西電力から当委員会に対し補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1-1～別紙1-3のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2-1～別紙2-3のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3-1～別紙3-3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 科学的・技術的意見の募集

本発電所については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（美浜3号炉については平成28年8月4日から30日間、高浜発電所1号炉及び2号炉については平成28年2月25日から30日間、高浜発電所3号炉及び4号炉については平成26年12月18日から30日間、大飯発電所3号炉及び4号炉については平成29年2月23日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4. の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

また、これらの発電所について、本件許可後に行われる設計及び工事の計画の認可その他の処分並びに検査等の措置の取扱いについては、令和元年度第13回原子力規制委員会において決定した方針（別添1）に従い、今後、関西電力から、公開の審査会合において、工事に要する期間その他の本件許可に係る対応を完了させるべき期限を判断するために必要な事項を聴取した上で、本件許可と併せて、当委員会として決定する。

6. その他

本申請に至る経緯について、以下に示す。

- ・平成31年4月17日（平成31年度第4回原子力規制委員会）

当委員会は、大山火山の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の噴出規模が11 km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラとDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは本件発電用原子炉施設の火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定した。

- ・令和元年5月29日（令和元年度第10回原子力規制委員会）

当委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において認定された事実に基づけば、美浜発電所3号発電用原子炉施設、高浜発電所1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設並びに大飯発電所3号及び4号発電用原子炉施設（以下「本件発電用原子炉施設」）における降下火砕物の最大層厚の設定は、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不相当であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき、本件発電用原子炉施設について基本設計ないし基本的設計方針を変更することを命ずる方針を決定した。また、命令を発出するにあたって、関西電力に弁明の機会の付与の通知を行った。

- ・令和元年6月1日

弁明の機会の付与に対し、関西電力から、弁明しない旨の回答を受領した。

- ・令和元年6月19日（令和元年度第13回原子力規制委員会）

当委員会は、関西電力に対し、原子炉等規制法第43条の3の23第1項に基づき、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するよう、本件発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針を変更することについて、令和元年12月27日までに原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可に係る申請を行うよう命令を発出することを決定し、同日命令を発出した。